

平成20年4月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会

○議事日程

平成20年4月10日(木曜日)午後3時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号及び議案第2号の一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

- 1 開 会
- 2 諸般の報告
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 議案第1号及び議案第2号の上程、説明
- 6 議案第1号の質疑、討論、採決
- 7 議案第2号の質疑、討論、採決
- 8 閉 会

出席議員(12名)

- 1番 兒 玉 正 直
- 2番 神 田 徳 光
- 3番 川名部 実
- 4番 三 橋 秀 夫
- 5番 立 崎 金 治
- 6番 山 本 義 一
- 7番 小 澤 定 明
- 8番 北 村 新 司
- 9番 福 田 守
- 10番 内 海 和 雄
- 11番 越 川 廣 司
- 12番 京 増 幸 男

説明のため出席した者の職氏名

管理者	長谷川	健	一
副管理者	藤	和	雄
副管理者	小坂	泰	久
会計管理者	伊藤	はつ	子
消防長	大野	道	夫
次長	名和	富	男
総務課長	今井	定	男
予防課長	鈴木	昭	三
査察調査課長	篠田	啓	一
消防本部参事兼警防課長	岡田	文	夫
通信指令課長	滝口	喜	代松
佐倉消防署長	白鳥	直	木
志津消防署長	今井	秀	夫
八街消防署長	竹尾	要	
酒々井消防署長	鈴木	義	信

議会事務局出席職員氏名

書記長 齊藤 知久
書記 鈴木 薫
書記 安藤 純一

開会及び開議の宣告（午後 3 時 31 分）

○議長(川名部 実君) ただいまの出席議員は 12 名であります。したがって、平成 20 年 4 月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

諸般の報告

○議長(川名部 実君) 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。
監査委員より例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

会議録署名議員の指名

○議長(川名部 実君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により議席 11 番越川廣司君、議席 12 番京増幸男君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（川名部 実君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

議案第 1 号から議案第 2 号の上程、説明

○議長（川名部 実君） 日程第 3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号及び議案第 2 号を一括議題とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号及び議案第 2 号を一括議題といたします。

提案理由の説明

○議長（川名部 実君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、長谷川健一君。

（管理者 長谷川健一君登壇）

○管理者（長谷川健一君） 本日ここに平成 20 年 4 月組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。それでは、ただいまから本臨時議会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることにつきましてでございますが、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要するものと認め、平成 20 年 3 月 19 日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第 2 号 監査委員の選任についてでございます。識見を有する者である監査委員が 4 月 12 日付で任期満了することに伴い、大川靖男氏を再任したく、議会の同意を求めようとするものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げますが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重に

ご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わりにいたします。よろしく願いをいたします。

提案理由の細部の説明

○議長（川名部 実君） 議案第 1 号及び議案第 1 号の提案理由の細部の説明を求めます。

次長、名和富男君。

○議長（川名部 実君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、名和富男君。

○次長（名和富男君） 次長の名和富男でございます。提案理由の細部説明をいたします。

議案第 1 号であります。専決処分の承認を求めることについてでございます。専決処分の承認を求める内容でございますが、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。千葉縣市町村総合事務組合同規約第 3 条第 1 項におきまして、同組合の共同処理する事務が規定されておりますが、共同処理する事務といたしまして、同項第 15 号に新たに移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除きました消防救急無線設備の整備及び管理を加えまして、また別表第 2 におきましても、第 15 号に掲げる事務を共同で処理する組織団体を加えて、新たに規定しようとするものでございます。なお、規約の一部を改正する本規約につきましては、平成 20 年 4 月 1 日施行とされたものでございます。規約の変更理由でございますが、平成 17 年度に消防庁におきまして、消防救急無線の広域化、共同化は無線のデジタル化への移行費用の節減と消防広域活動への対応、両面に有効なものとの判断がなされ、都道府県を単位といたしまして広域化、共同化していくべきとの考え方が示されました。千葉県におきましてもこの考え方のもと、県域一体の整備といたしまして検討が進められ、千葉県の事業であります防災行政無線と一部共有により運営をすることが経済性等の観点から効率的、合理的であるとの結論によりまして、千葉県がこの消防救急無線事務の委託を受け、防災行政無線と一元的に整備、管理することが最良の方法であるとされました。その整備、運営機関といたしまして、法人格を有する共同処理機関といたしまして、県内全市町村及び一部事務組合が構成団体となっております千葉縣市町村総合事務組合に新たな事務として位置づけることにより、消防救急無線の広域化、共同化を図ろうとするものでございます。以上が議案第 1 号でございます。

議案第 2 号につきましては人事案件でございますので、細部説明を省略をさせていただきます。

以上で提案理由の細部説明を終わらせていただきます。

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（川名部 実君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて質疑に入ります。

質疑はありませんか。

兒玉議員。

○1番（兒玉正直君） 議席1番の兒玉です。 今回のこの専決案件、組合と千葉県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約に関することですが、結局この共同処理するという、一部事務組合が共同処理するという、そのねらいというものは、基地局とか鉄塔という話ですが、結局こうした基地局、鉄塔の建設並びに、こういった維持管理も一部事務組合で行っていくということでとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（川名部 実君） 滝口通信指令課長。

○通信指令課長（滝口喜代松君） 通信指令課長の滝口喜代松でございます。 ただいまの兒玉議員のご質問にお答えいたします。 整備費、管理費のみでございます。 委託するものに関する考え方です。

○議長（川名部 実君） 答弁はそれだけですか。

兒玉正直議員。

○1番（兒玉正直君） 管理という部分において、一部事務組合が行っている、そういう部分がありますけれども、管理の業務の内容と、そこで発生する費用は、いわゆるどんな形で一部事務組合に渡されるのかということは。

○議長（川名部 実君） 滝口通信指令課長。

○通信指令課長（滝口喜代松君） 事務委託費という名目で、人件費については、まだ未定でございます。

○議長（川名部 実君） 答弁終わったら戻ってください。

○管理者（長谷川健一君） 費用につきましては、千葉県振興協会に、総合事務組合にお願いをして出していただく、負担をしていただくということでございますし、今のところ、維持管理までは協議が調っておりませんので、とりあえず整備費までというようなことで、できる限り消防署とか、市町村に負担のかからないようお願いをしていこうということでございます。 決定はしてございません。

以上です。

○議長（川名部 実君） 兒玉正直議員。

○1番（兒玉正直君） では、もう一点質問。 当組合でも費用がかかるわけですが、こういったデジタル化、無線のデジタル化、これはこういう時代の流れとかありますが、電波の有効利用ということで、決定した形なのかもしれませんけれども、デジタル化することで、かなりの費用が、負担が生じると。例えばテ

レビのデジタル化で、結局今は何の支障もなくアナログで見れているものが、そのデジタル化で全然見れなくなってしまうと。電波が入ってこないのだということで、結局それが国の方針である以上、それぞれのこういった事業負担についての財政援助と。国からの、やっぱりこういう負担といたしますかね、その辺もやっぱり求めていかなければならないと思います。また、今使っている、かなり、装置も更新されていて、最新鋭の無線機を使っていることだと思います。それを全部廃棄しなければならないということになると、やっぱりそういった中で、なかなか市民の、住民の理解も、その辺でどうなのかなという思いがあります。廃棄しなければいけないというこのアナログを、もっとこの辺を、この中でも、有効の中で活用できないのかというところがありますけれども、その2点についてお聞きしたい。

○議長（川名部 実君） 今井総務課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。兒玉議員のご質問にお答えいたします。まず、国の財政支援につきましてですが、これにつきましては消防緊急援助隊を除いて、補助の制度はございません。また、補助がないということは、今度は一般財源の起債の事業ということになりますけれども、地方債につきましては充当率が90%、普通交付税の算入率が50%の防災対策事業債を予定しております。すなわち起債償還額の45%が普通交付税の基準財政需要額に加算されるという形になります。ただし、佐倉市につきましては不交付団体でございますので、この制度は適用がございません。次に、財政措置の要望でございますが、当消防組合は全国消防長会財政委員会の副委員長でございます。こういった場をおかりして、国に新たな財政措置の情報についての提案につきまして、財政委員会の席上で提案をしたいというように思います。

続きまして、アナログ設備の有効利用でございますが、150メガヘルツ帯域の電波そのものが免許が許可されないということでございますので、これは消防行政としては全く使用することができないというふうに現段階では考えております。

以上です。

○議長（川名部 実君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（川名部 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号の質疑、討論、採決

○議長（川名部 実君） 議案第 2 号 監査委員の選任についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川名部 実君） ご異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（川名部 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

閉会の宣告（午後 3 時 4 8 分）

○議長（川名部 実君） 以上をもちまして、平成 20 年 4 月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。